益田信用組合

「電子交換所」設立に伴うお手続きについて

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

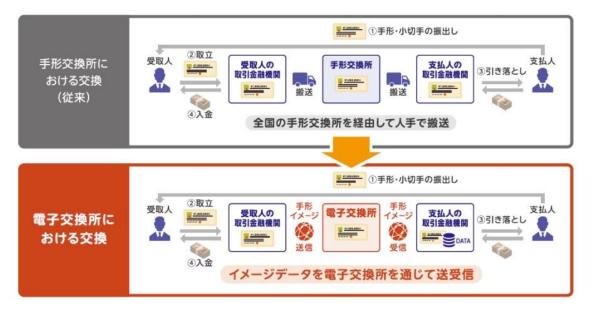
さて、全国銀行協会では、令和4年11月に「電子交換所」を設立することを決定し、設立以降は、原則、すべての手形・小切手が電子データで交換を行う「電子交換所」での取扱いに変更されます。

これに伴い、「当座勘定規定」および「手数料」を改定させていただきます。

何卒ご理解いただき、今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1.「電子交換所」とは

今までは人手を介して搬送していた小切手・手形ですが、「電子交換所」によって金融 機関間の小切手・手形の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになりま す。



2. 当座勘定規定の改定について

「電子交換所」の決済開始日である令和4年11月4日(金)より、当座勘定規定および手形用法、小切手用法を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます ので、予めご了承ください。

(1) 改定日

令和4年11月4日(金)

- (2)対象となる規定
 - 当座勘定規定

当座勘定規定(一般用)、当座勘定規定(専用約束手形口用)、小切手用法、約束 手形用法、為替手形用法

(3) 改定内容

- 振出人等への支払済手形の受戻し期限と同期限経過後の取扱いを追加
- イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙の確認を行う旨の免責規定を追加
- 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱禁止に伴う個人信 用情報センターへの登録規定の削除

※ただし、廃止は電子交換所の交換決済開始日の令和4年11月4日となります。

詳しくは、別紙の新旧対照表をご参照ください。

3. 各種手数料の変更と郵送による取立廃止について

交換による取立は、原則すべての小切手・手形が「電子交換所」での取扱いとなることから、現行の手数料の同地交換所を「電子交換所」扱いとして適用させていただき、 事務コストに応じた手数料金額へ見直しを図り、下記のとおり手数料を改定させていただきます。

また、郵送による取立は「電子交換所」設立後は、全国どこでも「電子交換所」での取扱いに変更されることから、電子交換所参加金融機関(当組合本支店含む)が支払金融機関となる令和4年11月3日(木(祝))以降を支払期日とする手形ならびに小切手については、今後、原則、郵送による取立は廃止させていただきます。

なお、「電子交換所」へ参加されていない金融機関への取立の場合や交換呈示の場合 等は、郵送による取立となりますので、あわせて手数料を改定させていただきます。

(1)代金取立手数料(1件あたり/税込)

(改定日) 令和4年11月2日(水)受付分(割引・担保手形の場合は申込受付分)より

<改定前>

取	引区分	手数料
	同一店	0 円
同地	他支店	0 円
	他行	220 円
隔地	普通	660 円
	至急	880 円

※高山交換所内の旧益田地区の小切手入金は無料

<改定後>

取引区分		手数料
	同一店	0 円
電子交換所	他支店	0 円
	他行	660 円
個別取立※		1,100 円

[※]電子交換所に不参加金融機関宛

(2) 小切手・手形発行手数料(税込)

(改定日) 令和4年11月1日(火)受付分より

取引区分	改定前	改定後
小切手帳50枚	550 円	1,100 円
手形帳25枚	550 円	1,100 円
自己宛小切手1枚	440 円	1,100 円

(3) 取立手形の組戻料、不渡手形の返却料 (1件あたり/税込)

(改定日) 令和4年11月1日(火) 受付分より

取引区分	改定前	改定後
取立手形の組戻料	660 円	880 円
不渡手形の返却料	660 円	880 円

4. 電子的決済手段への移行について

金融業界では、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら令和8年(2026年)度までに小切手・手形の全面的な電子化を目指しています。当組合でも、経理事務等の効率化やペーパーレス化に向けた「ますしんビジネスバンキング」や「ますしんでんさいネット」のサービスを用意しておりますので、電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

サービス	特徴
	パソコンからインターネットを通じて預金残高や入出金
 ますしんビジネスバンキング	明細の照会、振替や小切手の代替となる振込が行えたり、
ますしんピンネスハンキング	総合振込・給与賞与振込・口座振替が行える、法人・個人
	事業主用のサービスです。
ますしんでんさいネット	全国の金融機関が参加する電子記録債権を記録・流通させ
	るインフラサービスで、手形の発行や支払に関する事務負
	担が軽減され、ペーパーレスであるため、紛失や盗難リス
	クもありません。

※詳しくは、当組合ホームページもしくはお取引店へお問い合わせください。 以上

(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙である

改正後 改正前 第7条(手形、小切手の支払) 第7条(手形、小切手の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示さ (1) (同左) れた場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること 新設 (その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 (2) (同左) 第8条(手形、小切手用紙) 第8条(手形、小切手用紙) (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合に (1)~(3) (同左) は、当組合が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付 新設 した手形用紙であることを確認してください。 (3) 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないも 新設 のや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。 (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付 (4) (同左) します。 (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過し 新設 た場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手 新設 続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写し の保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第17条(印鑑照合等) 第17条(印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当 (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(また 組合に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相 は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、 当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小 その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのた 切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損 めに生じた損害については、当組合は責任を負いません。 害については、当組合は責任を負いません。

(2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当組合に画像として送信さ

れるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱
いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損
害については、前項と同様とします。

(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害につい ても、第1項と同様とします。

改正後

削除

第28条(保険事故発生時における預金者からの相殺)

第29条(規定の変更)

約束手形用法

- 4.(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビァ数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックラ イターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号 を印字するほか、3桁ごとに「, | を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり表、弐、 参、拾など

 改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金 | を、その終りには 「円 | を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでくださ い。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

改正前

と認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのため に生じた損害については、前項と同様とします。

(3) (同左)

第28条(個人信用情報センターへの登録)

個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行 協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ 6か月間) 登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報 機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- ① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

第29条(保険事故発生時における預金者からの相殺)

第30条(規定の変更)

約束手形用法

- 4. (1) (同左)
 - (2) 金額をアラビァ数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックラ イターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字 してください。

なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにく い文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

新設

5.金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外|5.金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外

改正後

の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正</u> の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。

為替手形用法

- 5.(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビァ数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>「※」、「★」</u>などの終止符号を印字するほか、3 桁ごとに「,」を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>を、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正</u>の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。

小切手用法

- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビァ数字(算用数字、1、2、3 ……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「*」を、その終りには「*」などの終止符号を印字するほか、3 桁ごとに「,」を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>を、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

改正前

の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。

為替手形用法

- 5. (1) (同左)
 - (2) 金額をアラビァ数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弐、参、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

新設

6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外 の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。

小切手用法

- 4. (1) (同左)
 - (2) 金額をアラビァ数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、 壱、弐、参、拾など 改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

新設

改正後 改正前 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以 外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂 外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。 正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。 ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 新設 漢数字 壹 壱 貢 貮 参 泗 肆 五. 伍 六 陸 8 10 100 1,000 10,000 七 漆 質 玖 拾 百 仟 阡 八 捌 九 什 陌 万 金、円、圓 (円の異体宇)、億 〈その他〉 ※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

第7条(手形の支払)

(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。

改正後

- (2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。

第8条(手形用紙)

- (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や 改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。
- (3) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。
- (4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。
- (5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手 続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を 経過した場合は、その限りではありません。

第15条(印鑑照合等)

- (1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名 (電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます) を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 手形として使用された用紙 (電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます) を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、第1項と同様とします。

第7条(手形の支払)

(1) (同左)

新設

(2) (同左)

第8条(手形用紙)

(1) (同左)

(2) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。

改正前

(3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。

新設

新設

第15条(印鑑照合等)

- (1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて 取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた 損害については、第1項と同様とします。

改正後	改正前
(3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第	(3) (同左)
1項と同様とします。	
削除	第 25 条(個人信用情報センターへの登録)
	個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行
	協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ
	6か月間) 登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報
	機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。
	① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
	② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
	③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。
第 25 条(保険事故発生時における預金者からの相殺)	第 <u>26</u> 条(保険事故発生時における預金者からの相殺)
第 <u>26</u> 条 (規定の変更)	第 <u>27</u> 条(規定の変更)
約束手形用法	約束手形用法
4.(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。	4. (1) (同左)
(2) 金額をアラビァ数字(算用数字、1、2、3)で記入するときは、チェックラ	(2) 金額をアラビァ数字(算用数字、1、2、3)で記入するときは、チェックラ
イターを使用し、金額の頭には「 $¥$ 」を、その終りには $\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ $	イターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字
を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。	してください。
なお、文字による複記はしないでください。	なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり 壱、弐、	(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、 <mark>壱、弐、参、拾など</mark> 改ざんしにく
参、拾など 改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」	い文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。
を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。	
(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでくださ	#C-20
い。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。	新設
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外	5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外
の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。 <u>ただし、訂正</u>	の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。

の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。

改正後	改正前
●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧	新設
<u>1</u> <u>2</u> <u>3</u> <u>4</u> <u>5</u> <u>6</u>	
漢数字 壹 壱 土 土 土 土 土 土 土 上 上 上 上 上	
<u>7</u> <u>8</u> <u>9</u> <u>10</u> <u>100</u> <u>1,000</u> <u>10,000</u>	
<u>七 漆 質 八 捌 九 玖 拾 什 百 陌 佰 千 仟 阡 万 萬</u>	
〈その他〉 金、円、圓(円の異体宇)、億	
※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。	